

建築基準法施行令の一部を改正する政令案について

平成20年8月14日
国土交通省住宅局建築指導課

第129条の4第3項第3号・第4号関係

<エレベーターの構造上主要な部分について>

エレベーターのかご及び主要な支持部分の構造については、地震その他の震動によって、滑節構造の接合部が外れるおそれがない基準及び索が滑車から外れない基準について、より具体的な基準の内容を国土交通大臣の告示に委任することとする。

第129条の6第1号・第3号関係

<エレベーターのかごの構造について>

かごの各部のかご内の人又は物による衝撃安全性に関する基準及びかご内の人又は物がつり合いおもりや昇降路の壁その他かご外の物に触れるおそれのないかごの基準について、より具体的な基準の内容を国土交通大臣の告示に委任することとする。

第129条の7第1号・第3号・第5号関係

<エレベーターの昇降路の構造について>

- (1) 昇降路外の人等がかご等に触れるおそれのない基準及び昇降路外の人等が突き破ることのない壁等の基準について、より具体的な基準の内容を国土交通大臣の告示に委任することとする。
- (2) 昇降路内に設けられるレールブラケット及び横架材について、かごを吊る主索、その他の索が接触して、それぞれの機能に支障を生じることがないように講ずる措置に係る基準について明確な基準を定めて、その具体的な措置については国土交通大臣の告示に委任することとする。
- (3) 昇降路の構造として、昇降路の出入口の戸は、昇降路外の人又は物が落下しないよう、かごがその戸の位置に停止していない場合においては、かごを用いなければ外から開くことができないものであることとする基準を定める。

第129条の8第1項関係

<エレベーターの駆動装置及び制御器の構造について>

駆動装置及び制御器が地震等によって転倒等しない構造方法の基準について、より具体的な基準の内容を国土交通大臣の告示に委任することとする。

第129条の8第2項関係

<エレベーターの制御器の構造について>

エレベーターの制御器について、以下の通常運転の安全確保に関する基本的な機能を法令上明確に規定することとする。

- ・かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであること

第129条の10第3項第1号関係

<エレベーターの戸開走行保護装置について>

令129条の10第3項第1号において、駆動装置や制御器が故障して、かごに人が乗り又は物が積み込まれた場合にかごの停止位置が著しく移動したとき、又は、かご及び昇降路のすべての出入口が閉じる前にかごが昇降したときに自動的にかごを制止する装置を義務づけようとするものである。

なお、その装置の構造については、その機能を確保するために必要があるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを用いなければならないものとする。

第129条の10第3項第2号関係

<地震時等管制運転装置の設置義務付けについて>

令129条の10第3項第2号において、地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣の加速度を検知し、自動的にかごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、自動的に当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人やこれら戸を開くことができる装置の設置を義務づけようとするものである。

なお、その装置の構造については、その機能を確保するために必要があるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを用いなければならないものとする。

第129条の10第3項第4号関係

<過荷重検知器について>

現在の過荷重検知器の性能を鑑み、積載荷重に1.1倍を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において、警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置とすることとする。

第129条の11

<人が乗らないエレベーターの適用除外について>

乗用エレベーター及び寝台用エレベーター以外のエレベーターについては、安全上支障がない場合においては、第129条の7第4号並びに第129条の8第2項第2号、令129条の10第3項第1号から第3号までの規定は適用しないこととする。

第129条の13

<小荷物専用昇降機の構造について>

- (1) 昇降路の壁や出し入れ口の戸について、昇降路外の人等がかご等に触れるおそれのない基準について、また、昇降路外の人等が突き破ることのない基準について、より具体的な基準の内容を国土交通大臣の告示に委任することとする。
- (2) 出し入れ口の戸が開いたまま昇降することを防止する装置について、昇降路のすべての出し入れ口の戸が閉じた後、かごを昇降させるものであることと改正する。

第129条の13の3

<非常用の昇降機の設置及び構造について>

火災時等において消防隊がかごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置について、令129条の10第3項第1号を令129条の8第2項第2号に改正するとともに、令129条の10第3項第2号の装置を追加する

附則

<施行期日>

平成21年9月30日

<準備行為>

改正後の建築基準法施行令第129条の8第2項及び第129条の10第4項の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、改正後の建築基準法施行令の例によりすることができることとする。